デイサービスきもり　通所介護及び日常生活支援総合事業第一号通所事業

【 重 要 事 項 説 明 書 】

令和8年8月1日現在

1　事業者（法人）の概要

事業者の名称	医療法人　健愛会健愛記念病院		
法人所在地	福岡県遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191番地		
法 人 種 別	医療法人		
代表者氏名	理事長　　溝口　義人		
電 話 番 号	093－293－7090	FAX番号	093-293-2022

2　事業の概要

事　業　所　名	デイサービスきもり		
事業所の所在地	福岡県遠賀郡遠賀町大字浅木576番地		
事　業　内　容	通所介護　日常生活支援総合事業第一号通所事業		
事 業 所 番 号	4075200453		
開 設 年 月 日	平成25年5月1日		
定　　員	30名		
電　話　番　号	093-291-1811	FAX番号	093-291-1812

3　事業の目的

利用者の心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図るため、要介護者又は要支援者に対し、適切な通所介護及び日常生活支援総合事業第一号通所事業（以下「総合事業」という）を提供することを目的とします。

4　運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の生活を援助します。

5　事業所の設備概要

食堂･機能訓練室	111.09㎡（１人に必要な面積３㎡）
静養室	1室　6.7㎡
生活相談室	1室　5.6㎡
浴室	3室　23㎡
脱衣室	1室　17.1㎡
洗面設備	2箇所
事務室	1室　18.4㎡
調理室	1室　111.09㎡
便所	3室　（多目的トイレ2室）
送迎車	有り

6　職員体制

１．管理者　1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

２．生活相談員　1名以上
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他通所介護及び介護予防通所介護の提供を行います。また、他の従業員と協力して通所介護及び介護予防通所介護計画書の作成に当たります。

３．看護職員　1名以上
看護職員は、看護その他の通所介護及び介護予防通所介護の提供に当たります。

４．介護職員　5名以上
介護職員は、介護その他の通所介護および介護予防通所介護の提供に当たります。

５．機能訓練指導員　1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行います。

【従業者の勤務の体制】

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1名		看護職員と兼務
生活相談員	2名		うち1名は介護職員と兼務
看護職員	2名		1名は管理者と兼務、1名は機能訓練指導員と兼務
介護職員	3名	3名	生活相談員1名含む
機能訓練指導員	2名		うち1名看護職員と兼務

7　サービス提供について

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8：30～17：00
定休日	年末年始（12／31～１／3）
サービス提供時間	10：00～15：30
サービス提供地域	遠賀町・岡垣町・芦屋町・水巻町・中間市
時間延長サービス	無

8　サービス内容と費用

１．　「居宅サービス計画」に沿って、「通所介護及び介護予防通所介護計画」を作成し次のようなサービスを提供します。

① 送　　迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
② 食　　事：口腔機能に合わせた食事形態で提供します。
③ 入　　浴：利用者の状態に合わせた介助浴を提供します。
④ 機能訓練：計画に沿って、体力、機能低下を防ぐため日常生活に必要な基本動作訓練を行います。
⑤ 趣味活動：月間計画に沿って諸活動を行います。
⑥ 生活相談：利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き関係等に関する相談、助言を行います。

２．利用料金について
当事業所ではサービス規定にあたり「通常規模型通所介護」で実施する事を基本にしています。

【要支援　料金表】　　（介護保険適用：月/単位）

介護度	基本単位	加算料金		計	利用者	利用者	利用者
		運動機能向上加算	サービス提供加算Ⅱ	（単位数）	1割負担額（円）	2割負担額（円）	3割負担額（円）
要支援１	1,798	225	72	2,095	2,095	4,190	6,285
要支援２	3,621	225	144	3,990	3,990	7,980	11,970

【要介護　料金表】　　（介護保険適用：月/単位）

所要時間	介護度	基本単位	加算			計	利用者	利用者	利用者
			入浴介助	個別機能訓練（Ⅰ）イ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	（単位数）	1割負担額（円）	2割負担額（円）	3割負担額（円）
３時間以上４時間未満	要介護１	370	40	56	18	484	484	968	1,452
	要介護２	423	40	56	18	537	537	1,074	1,611
	要介護３	479	40	56	18	593	593	1,186	1,779
	要介護４	533	40	56	18	647	647	1,294	1,941
	要介護５	588	40	56	18	702	702	1,404	2,106
４時間以上５時間未満	要介護１	388	40	56	18	502	502	1,004	1,506
	要介護２	444	40	56	18	558	558	1,116	1,674
	要介護３	502	40	56	18	616	616	1,232	1,848
	要介護４	560	40	56	18	674	674	1,348	2,022
	要介護５	617	40	56	18	731	731	1,462	2,193
5時間以上6時間未満	要介護１	570	40	56	18	684	684	1,368	2,052
	要介護２	673	40	56	18	787	787	1,574	2,361
	要介護３	777	40	56	18	891	891	1,782	2,673
	要介護４	880	40	56	18	994	994	1,988	2,982
	要介護５	984	40	56	18	1,098	1,098	2,196	3,294

介護職員処遇改善加算 Ⅲ　　月間の所定単位数 ×　9.9%

※ 利用料金は上表の単位数に1単位当たりの単価10円を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額とする。（ただし一定以上の所得のある方は、利用者負担はその2割もしくは3割の額とする）
また、加算料金については、サービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はないものとする。

前項に定めるもののほか、事業所は利用者から下記の費用の支払いを受けるものとする。

① 食事の提供に要する費用　600 円

② オムツ代(原則、オムツはご持参ください)

パンツ式オムツ　1枚あたり	Sｻｲｽﾞ　110円	Mｻｲｽﾞ　120円	Lｻｲｽﾞ　130円
パッド　1枚あたり	ﾚｷﾞｭﾗｰｻｲｽﾞ 17円		

③ レクレーション等にかかる材料費：実費

④ 通常事業実施地域以外の地域の送迎
実施地域以外から片道10kmを超えたら150円の実費

3.お支払方法

毎月10日以降に、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の25日までに
当施設事務所窓口にてお支払い下さい。
お支払いの際、領収書を発行いたします。原則として再発行は致しませんので、大切に保管下さい。

9.サービスの利用方法

1.サービスの利用開始

「通所介護及び介護予防通所介護計画」を作成し契約を結びサービスの提供を開始します。

2.サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービス終了日の１週間までに文書で申し出てください。

② 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
- 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- 利用者が死亡した場合

③ 健康上の理由による中止
- 感染症の病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- 当日の健康チェックの結果体調が悪いと判断した場合、サービス内容の変更又は、中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。
- ご利用中に体調が悪くなった場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに協力医療機関、主治の医師または、歯科医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

④ その他
- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 事業者が守秘義務に反した場合
- 利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、利用者は文章で解約を通知することによって即座にサービスを終了する事ができます。
- 利用者がサービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- 利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合
- 利用者やその家族などが当事業所や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を

行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

10. 利用に当たっての留意事項

① 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業員に連絡してください。
② 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の指示に従ってください。
③ 他のサービス利用者の迷惑となる行動は慎んでください。
・飲酒は禁止といたします。
・お金の貸し借りはしないでください。
④ 利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。
⑤ 食事のキャンセル料は、前日の午後5時までに連絡があれば無料、以外は600円のキャンセル料が発生します。
⑥ ケアプランに基づいた利用となりますが、変更をされる場合相談ください。

11. 緊急時又は事故発生時の対応について

1. 事業所及びその従業員は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき又は事故が発生したときは、速やかに協力医療機関、主治医等に連絡し適切な措置を構ずるとともに管理者の指示に従い当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者、市町村等に報告を行うものとします。

主治医	主治医氏名	
	連　絡　先	
ご家族	氏　　名	
	連　絡　先	携帯

2. 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

12. 協力医療機関

医療機関の名称	健　愛　記　念　病　院		
院　長　名	溝口 義人		
所　在　地	遠賀郡遠賀町大字木守江の上1191番地		
電　話　番　号	TEL　093-293-7090　　FAX　093-293-2022		
診　療　科	外科・整形外科・消火器科・呼吸器科・循環器科・リハビリ科・肛門科 麻酔科	入院設備	有

医療機関の名称	松本歯科医院		
院　長　名	松本　麿三生		
所　在　地	遠賀郡遠賀町浅木2丁目13番5号		
電　話　番　号	093-293-2145		
診　療　科	歯科	入院設備	無

13. 非常災害対策

・防災の対応 : 消防計画に基づき、速やかに消化活動に努めるとともに、避難誘導にあたります。

・防災設備：防火管理者を選任し、消化設備、非常放送設備等必要設備を設けます。
・防災訓練：消化法に基づき、消防計画を立て、職員および利用者が参加する消火、通報、避難訓練を年間計画で実施します。

14. 損害賠償責任保険

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険内容	身体・財物共通・管理財物・人格権侵害・経済的損失
	訴訟対応・初期対応・見舞金・見舞品

15. 衛生管理対策

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努めます。

16. 身体拘束についての取り組み

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合に限りご家族の同意のもと一時的な対応をすることがあります。その場合ケアマネジャーと連携を図り、今後の検討を行ないます。

17. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生及び再発を防止するため、以下の取り組みを行っています。

①虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その内容を職員に周知します。

②虐待防止に関する指針を整備します。

③職員に対し、虐待防止に関する研修を定期的に実施します。

④虐待防止の取り組みを適切に実施するため、担当者を配置します。

⑤サービス提供中に、事業所の職員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

18. 苦情の受付について

1　当施設における苦情窓口

窓口担当者	管理者　濵田亜希子
受付時間	月曜日～土曜日　8:30～17:00　年末年始(12月31日～1月3日)除く
ご利用方法	電話 093-291-1811　FAX 093-291-1812　直通 070-5279-8656
	面談 (当施設の面談室)
	苦情・要望箱 (ホールに設備)

2　その他苦情受付窓口

遠賀町役場　高齢障がい支援課	
遠賀郡遠賀町大字今古賀513	TEL 093-293-1294 FAX 093-293-0806
水巻町役場　福祉課　高齢者支援係	
遠賀郡水巻町頃末北1丁目1－1	TEL 093-201-4321 FAX 093-201-4423
岡垣町役場　長寿あんしん課　長寿支援係	
遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	TEL 093-282-1211 FAX 093-282-1299
芦屋町役場　福祉課　高齢者支援係	
遠賀郡芦屋町幸町2－20	TEL 093-223-3536 FAX 093-222-2010
中間市役所　保健福祉部介護保険課給付係	
中間市中間一丁目1番1号	TEL 093-246-6283 FAX 093-244-0579
福岡県運営適正化委員会事務局	
春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ6階	TEL 092-915-3511 FAX 092-584-3790
福岡県介護保険広域連合　遠賀支部	
遠賀郡岡垣町百合ヶ丘2丁目15-1	TEL 093-291-5266 FAX 093-291-5281
福岡県国民健康保険団体連合会　介護保険相談窓口	
福岡市博多区吉塚本町13番47号	TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7856

3　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情があった場合は、相談担当者が本人又はご家族様に連絡を取り、詳しい情報を聞くとともに担当の職員からも事情を確認します。

② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全体で検討会議を行います。

③ 検討の結果等を踏まえて、早急に具体的な対応をします。(利用者に謝罪に行く、改善の取組の報告等)

④ 記録を台帳(パソコンのデーターベース)に保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では、提供するサービスについて、第三者による評価は実施しておりません。